



水田活用の直接支払交付金に係る 5年水張りルール の変更について

令和7年6月発行
駒ヶ根市地域農業
再生協議会事務局
(駒ヶ根市役所農林課)
0265-96-7723

水田で対象作物を栽培し販売することで交付される「水田活用の直接支払交付金」は、令和4年から8年までの5年間に水稻の作付や水張りがない水田は令和9年度から対象外とされていましたが、令和7年1月にルールの見直しがされ、要綱等が改正されましたのでお知らせします。

見直し内容

1. 制度の見直しに伴い、令和9年以降は水張り確認は求めないこととします

※ただし、水張りを実施した水田と実施していない水田が、令和9年度以降の制度においてどのように影響するかにつきましては、現時点では未定です。

2. 水張り確認方法が追加・変更されます（下表参照）

水張り確認方法の追加・変更内容

令和4～8年までに	現行の確認方法	令和4～8年までに	変更後の確認方法
	水稻作付 または 1ヶ月の水張り かつ 連作障害による収量低下が発生していないこと		水稻作付 または 1ヶ月の水張り または 連作障害を回避する取組（※）

（※）取組の具体例

- ・ 土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む）の施用
- ・ 土壌に係る薬剤の散布
- ・ 後作緑肥の作付け
- ・ 病害虫抵抗性品種の作付け
- ・ その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組

今後について

- ・ 連作障害を回避する取組の具体的例示や報告方法につきましては未確定のため、確定後に改めてお知らせします
- ・ 1ヶ月の水張りを行う方は、当面「水張り確認のためのマニュアル＜第2版＞」を参考に実施してください
- ・ 上記を踏まえたマニュアルの改正を行います
- ・ 国の方針により、本資料に記載の内容が変更となる場合があります
- ・ 今後新たな情報がありましたら、随時お知らせします

畑地化促進事業をはじめとした、関連事業等については現時点では未定です。見直しが生じた場合には、改めてお知らせします